

『公益信託法改正研究会報告書』に 関するアンケート調査結果

(2016年3月実施)

報告書

2016年5月

公益財団法人 公益法人協会

はじめに

わが国の公益信託は、1922年の信託法制定以来長らく実際に活用された実績がなかったが、1970年代における公益法人の乱脈経営に端を発し、公益信託制度を活用してはどうかという動きが出始めた。弊公益法人協会（以下、公法協）は、1973年に総理府（当時）の委託を受け、社団法人信託協会の協力を得てその実用に向けた研究・調査を実施、1977年に至り、わが国第1号となる公益信託が2件誕生した。そして現在では484件644億円の公益信託が存在している（信託協会調べ、2015年9月末現在）。

しかし、信託法が2006年に84年ぶりに全面改正された際、公益信託については当時公益法人制度の抜本改革が進んでおり、その成り行きを踏まえて改めて見直すという方針から、実質的な改正は見送られた。公法協ではこの間、新公益人制度と整合性のある公益信託制度の見直しについて、数次にわたり研究・調査を実施、これに基づく提言活動を続けてきたところであるが、2015年4月法務省による「公益信託法改正研究会」（以下、研究会）が発足し、10回にわたる集中的議論を経て、この報告書（以下、報告書）が昨年12月に公表された。

この公表を機会に、公法協では広く有識者の意見を徴し、今後の立法過程での参考意見とすべく、本年3月にアンケートを実施した。本記事は、このアンケートに寄せられた、有識者の回答及び意見として添えられたコメントを纏めて報告するものである。

回答にはおそらくかなりの時間を要したと思われる本アンケートに、ご多忙にもかかわらず協力いただいた方々に心からお礼申し上げる。

目 次

はじめに.....	1
【1】アンケートの方法・回収状況.....	3
【2】アンケートの内容	3
【3】回答の結果	4
【4】自由記入による 各質問に対する意見・コメント	17

【1】アンケートの方法・回収状況

各分野にわたる有識者から意見をいただくべく表1のように属性を5分類し、合計で224人の方に郵送でアンケート用紙を送付した。

その結果、表1の通り合計56人の方から、回答を得た（2016年5月9日現在）。回答率もある意味で予想以上に高く25%に上った。特に、各地方の公益認定等審議会の委員長及び委員の中でも大学法律系教員や法曹関係者の方に、個人として依頼したものも20%の回答を得た。委員の方々は学者、弁護士・会計士であっても、ここでは委員会・審議会委員として属性を分類している。内閣府公益認定等委員会委員からは、何故か1件の回答も得られなかつたことは意外であった。なお、お二人の連名で回答をした方も2組あり、回答者総数としては58人となる。

（表1）アンケート対象者と回答数・回答率

属性	アンケート 発送数	回答数	回答率 (%)
1. 公益法人・公益信託実務家	78	21	27
2. 学者・研究者	11	2	18
3. 弁護士・司法書士・行政書士	30	8	27
4. 公認会計士・税理士	15	6	40
5. 公益認定等委員会・審議会委員	90	19	21
合計	224	56	25

回答率(%)は属性ごとに占める割合、小数点以下四捨五入。

【2】アンケートの内容

報告書は、本文だけで112ページ、論点も50近くにも及ぶので、アンケートでは複数案併記の論点（研究会委員の意見が分かれたもの）のうち主要なもの、及び单一案（研究会委員の意見が一致したもの）であっても特に重要なと思われる合計16の質問とした。

また、16すべての質問について、意見やコメントを自由に記入できるようそれぞれに自由記入欄を設けた（自由記入された意見・コメントについては、【4】として17頁以降に掲載）。

【3】回答の結果

質問1. 公益信託制度の見直しの基本的な方向性

公益信託制度の見直しを検討するに際しては、公益財団法人、公益信託以外の目的信託等の公益信託と類似の制度との相違、すみ分けに留意しつつ、税法も視野に入れながら、その適正な利用を促進していくために必要十分な仕組みを整えることを基本的な方向性とする。

この方向性には回答者全員が賛成であった（表2）。なお、自由記入欄記入には8件の意見・コメントの書き込みがあった（17頁）。

質問2. 助成事務以外の信託事務の許容

公益信託の受託者が、資金又は物品の給付等を行う事務（以下、「助成事務」という。）に加え、助成事務以外の信託事務を行うことを可能とする。

助成事務以外の事務（美術館や福祉施設の運営、被災地支援、国際交流活動などの公益目的事業）もできるとすることに反対する意見も4件と、少数ながらあった（表2）。意見・コメントは13件（19頁）。

質問3. 収益事務等の除外

公益信託の受託者が行う信託事務は、公益目的の信託事務及びそれに付随する信託事務に限定し、公益目的の信託事務以外の信託事務（以下、「収益事務等」という。）は除外する。

助成事務以外の事業ができるとしても、それは公益目的事業に限定し、公益目的事業として認定されない収益事業等を認めないとする報告書案には30%（17件）の反対意見があった（表2）。意見・コメントは19件（21頁）。

質問4. 公益信託の信託財産として金銭以外の信託財産を認めるか

現在、基本的に金銭以外の信託は認められていないが、これをその他の資産（有価証券、不動産、無体財産権など）も可能とする報告書案には全員が賛成であった（表2）。意見・コメントは15件（23頁）。

（表2）質問1～4の回答

属性	回答数	質問1		質問2		質問3		質問4	
		賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
公益法人・ 公益信託実務家①	21	21	0	20	1	16	4	21	0
学者・研究者	2	2	0	2	0	0	2	2	0
弁護士・司法書士・ 行政書士②	8	8	0	7	1	4	3	8	0
公認会計士・税理士	6	6	0	5	1	4	2	6	0
公益認定等委員会・ 審議会委員③	19	19	0	18	1	11	6	17	0
合計	56	56	0	52	4	39	17	56	0

①②のうちそれぞれ1名は質問3に不回答、③のうち2名が質問3及び質問4に不回答

質問5. 受託者に関する認定基準

公益信託の受託者に関する認定基準は、次のいずれかとする。

- 【甲案】：受託者が、信託会社（信託兼営金融機関を含む。）であることを必要とする。
- 【乙案】：受託者が、目的信託の受託者として必要な財産的基礎及び人的構成（信託法施行令第3条、信託法附則第3項参照）を有する法人であることを必要とする。
- 【丙案】：受託者が、公益目的の信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人であることを必要とする。
- 【丁案】：受託者が、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であることを必要とする。

現状通り信託金融機関に限るとする甲案が10件、目的信託の受託者となれる国、地方公共団体、純資産が5,000万円を超える法人などに限るとする乙案が最も多く23件、公益目的の信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人とする丙案が次いで20件、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富である法人・個人とする丁案が10件となった（表3）。

また、公益認定等委員会・審議会委員は目的信託の受託者条件と同じとする意見が多くかった。

意見・コメント数は、28件とほぼ半数が寄せている（25頁）。

質問6. 収支相償

- 【甲案】：公益信託の受託者が行う公益目的の信託事務に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えない見込まれるものであること（以下、「収支相償」という。）を認定基準とする規律は設けない。
- 【乙案】：収支相償を認定基準とする規律は設けないが、信託財産の運用収益の一定割合以上を信託費用として支出すると見込まれること等、信託財産が不當に蓄積されることを防止するための認定基準を設ける。

公益法人の認定・遵守基準としてよく知られている収支相償基準であるが、研究会ではこれを公益信託にも導入しようという意見はなかったが、税制上観点からは何らかの不当蓄積を防止する手当が必要という乙案と、全くそのような基準は不要という甲案に分かれた。

アンケート結果でも、甲案25、乙案29とほぼ拮抗した（表3）。また、意見・コメントは18件あった（30頁）。

(表3) 質問5・6の回答

属性	回答数	質問5				質問6	
		甲案	乙案	丙案	丁案	甲案	乙案
公益法人・ 公益信託実務家①	21	3	8	10	4	11	10
学者・研究者	2	0	1	1	0	2	0
弁護士・司法書士・ 行政書士	8	1	1	3	3	2	6
公認会計士・税理士②	6	3	3	1	1	3	3
公益認定等委員会・ 審議会委員③	17	3	10	5	2	7	10
合計	54	10	23	20	10	25	29

①のうち3名は質問5に複数回答

②③のうち1名は質問5に複数回答

質問7. 新たな認定の主体

公益信託の認定又は認証により税法上の優遇措置が受けられる効果等の関係を踏まえ、公益信託の認定又は認証の仕組みは、次のいずれかの仕組みとする。

- 【甲案】：行政庁（課税庁以外）が公益信託の認定を行う。
- 【乙案】：民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて行政庁（課税庁以外）が公益信託の認定を行う。
- 【丙案】：民間団体が公益信託の認定を行う。

新制度において公益信託の認定を課税庁以外の特定の行政庁が行うとする甲案は5件、その際、現在の公益法人の認定同様第三者機関の意見に基づくとする乙案が最も多く41件、民間団体がその任に当たるとする丙案は8件であった（表4）。意見・コメントは19件（32頁）。

質問8. 公益信託の監督・ガバナンスの全体像

公益信託の信託関係人による監督・ガバナンスの自律的な仕組みを確保したうえで、それを外部の第三者機関が監督するものとする。

この全体像は大多数から支持され、反対は僅か3件であった（表4）。意見・コメントの数は7件（34頁）。

質問9. 公益信託の信託管理人の資格要件

- 【甲案】：①一般法人法第65条第1項各号（ただし、同項第1号及び第2号を除く。）と同様の欠格事由、②公益法人認定法第6条第1号と同様の欠格事由、③受託者又は委託者と親族、使用人等特別の関係を有する者に該当しないことを信託管理人の資格要件とする規律を設ける。
- 【乙案】：上記①から③までに該当しないことに加え、④当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであることを信託管理人の資格要件とする規律を設ける。

ほぼ一般法人法上の監事と同様の資格要件とする甲案が32件と多数を占めたが、甲案に加えて相応しい学識、経験及び信用のあることを要件とする乙案も21件あった（表4）。意見・コメントは18件（36頁）。

(表4) 質問7～9の回答

属性	回答数	質問7			質問8		質問9	
		甲案	乙案	丙案	賛成	反対	甲案	乙案
公益法人・公益信託 実務家*	21	2	14	5	20	0	15	5
学者・研究者	2	0	2	0	2	0	0	2
弁護士・司法書士・ 行政書士	8	1	5	2	7	1	4	4
公認会計士・税理士	6	0	5	1	5	1	5	1
公益認定等委員会・ 審議会委員	17	2	15	0	16	1	8	9
合計	54	5	41	8	50	3	32	21

*うち1名質問8、9に回答なし

質問 10. 公益信託の信託管理人の死亡又は解任・辞任の場合の新選任

公益信託の信託管理人の死亡又は解任・辞任の場合における新信託管理人の選任について

【甲案】：信託行為において新たな信託管理人の選任方法を定めていることを公益信託の認定基準とし、定められた選任方法に従つて受託者が新たな信託管理人を選任する旨の規律を設ける。

【乙案】：公益信託の利害関係人が、公益信託の認定・監督を行う外部の行政庁等の第三者機関に対して選任申立てをし、第三者機関がそれを承認する旨の規律を設ける。

【丙案】：上記の各規律を設けない（信託法第 129 条が準用する同法第 62 条の規律により、信託行為に新信託管理人に関する定めがあるときはそれにより、当該定めがない場合等は委託者が新信託管理人を選任できるほか、利害関係人の申立てにより裁判所が新信託管理人を選任する。）

回答意見が分かれたところであるが、公益信託内部で自律的に選任する甲案が 21 件、次いで、最終的に裁判所が選任するという丙案が 19 件、第三者機関の承認を必要とする乙案も 12 件あった（表 5）。意見・コメントは 12 件（37 頁）。

質問 11. 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者は、

【甲案】：一般の信託の利害関係人が有する権限のみを行使できる旨の規律を設ける。

【乙案】：一般の信託の委託者が有する権限のうち、公益信託の性質に適合する権限を行使できる旨の規律を設ける。

【丙案】：【甲案】、【乙案】の監督権限に加え、目的信託の委託者が有する監督権限のうち公益信託の性質に適合するものを行える旨の規律を設ける。

一般の信託における委託者の権限の内公益信託に適合する権限のみとする乙案が 25 件と最も多かったが、一般信託並みとする甲案、さらに目的信託の内公益信託に適合する権限を加えるという丙案もそれぞれ 14, 15 件あった（表 5）。意見・コメント数は 10 件（39 頁）。

(表5) 質問10・11の回答

属性	回答数	質問10			質問11		
		甲案	乙案	丙案	甲案	乙案	丙案
公益法人・ 公益信託実務家①	21	9	3	7	5	8	8
学者・研究者	2	1	1	0	1	1	0
弁護士・司法書士・ 行政書士②	8	1	1	5	2	4	2
公認会計士・税理士③	6	1	3	1	2	3	1
公益認定等委員会・ 審議会委員④	17	9	4	6	4	9	4
合計	54	21	12	19	14	25	15

①④のうち1名は質問10に対し複数回答

①のうち3名、②③のうち1名が質問10に対し不回答

質問 12. 運営委員会等

- 【甲案】：公益信託の受託者に対する助言的な役割を果たす運営委員会を設けることを公益信託の認定基準とする規律を設ける。
- 【乙案】：公益信託の受託者に対する助言的な役割を果たす運営委員会ではなく、公益信託の受託者に対する監督の役割を果たす信託管理人以外の主体を創設し、これを設けることを公益信託の認定基準とする規律を設ける。
- 【丙案】：上記の各規律を設けない。

運営委員会を必置機関としない丙案が大多数（30 件）を占め、受託者を監督する機能も持つ機関とするものが 13 件、助言機関とする位置づけで必置機関とする甲案が 10 件となった（表 6）。意見・コメント数は 13 件（40 頁）。

質問 13. 公益信託の受託者の解任権又は解任申立権

信託管理人に受託者の解任権又は公益信託外部の機関に対する解任申立権を付与することを前提に、それらの権利を行使する際の要件について引き続き検討する。

研究会では受託者の解任権を信託管理人に付与する方向で固まったが、この点について賛成するもの 41 件と大方の賛成が得られた（表 6）。意見・コメント数は 8 件（42 頁）。

(表 6) 質問 12・13 の回答

属性	回答数	質問 12			質問 13	
		甲案	乙案	丙案	賛成	反対
公益法人・公益信託実務家①	21	4	5	11	15	4
学者・研究者	2	1	1	0	2	0
弁護士・司法書士・行政書士	8	2	0	6	5	3
公認会計士・税理士②	6	0	2	4	4	1
公益認定等委員会・審議会委員 ③	17	3	5	9	15	1
合計	54	10	13	30	41	9

①のうち 1 名が質問 12 に、2 名が質問 13 に不回答

②③のうち 1 名が質問 13 に不回答

質問 14. 公益信託の信託行為における残余財産の帰属権利者の定め

公益信託の信託行為において残余財産の帰属権利者の定めを置く場合における帰属権利者の範囲につき

【甲案】：帰属権利者の範囲を国、地方公共団体又は当該公益信託の目的と類似の目的を有する他の公益信託に限定する旨の規律を設ける。

【乙案】：帰属権利者の範囲を【甲案】の帰属権利者及び当該公益信託の目的と類似の事業目的を有する他の公益法人等に限定する旨の規律を設ける。

【丙案】：残余財産を公益認定前後に取得・形成した財産に分け、公益認定前に取得・形成した財産の帰属権利者の範囲を限定する規律は設けないが、公益認定後に取得・形成した財産については【甲案】又は【乙案】のいずれかの規律を設けることによって、帰属権利者の範囲を限定する。

残余財産の帰属先を国・地方公共団体、類似の公益信託とする甲案が6件、これに類似の公益法人等を含めるとした乙案が大多数の36件、公益帰属の対象となる残余財産から公益認定前に取得した財産を除くとする丙案が11件という結果になった（表7）。意見・コメント数は9件（43頁）。

質問 15. 信託行為で委託者又はその相続人を帰属権利者と定めることの可否

【甲案】：委託者又はその相続人を帰属権利者と定めることを全部禁止する旨の規律を設ける。

【乙案】：委託者又はその相続人を帰属権利者と定めることを原則として禁止するが、一定の場合に限り、委託者又はその相続人を帰属権利者と定めることを認める旨の規律を設ける。

残余財産が委託者に戻ることを一切禁止する甲案が70%の37件、一定条件でこれを許容するという乙案も30%、15件の支持を得た。意見・コメント数は14件（44頁）。

(表 7) 質問 14・15 の回答

属性	回 答 数	質問 14			質問 15	
		甲 案	乙 案	丙 案	甲 案	乙 案
公益法人・公益信託実務家①	21	1	12	8	13	6
学者・研究者	2	0	2	0	2	0
弁護士・司法書士・行政書士	8	0	7	1	3	5
公認会計士・税理士	6	0	5	1	6	0
公益認定等委員会・審議会委員②	17	5	10	1	13	4
合計	54	6	36	11	37	15

①のうち 2 名が質問 15 に不回答

②のうち 1 名が質問 14 に不回答

質問 16 公益信託と私益信託との相互転換の可否

【甲案】：公益信託と私益信託の相互転換を認めない（相互転換に関する規律を設けない。）。

【乙案】：残余公益信託のみを認める旨の規律を設ける。

【丙案】：公益先行信託及び残余公益信託の両者を認める旨の規律を設ける。

一旦、私益信託として設定されたものが公益認定要件を充足して公益信託となることや、その逆に公益認定を取り消されたものが私益信託として存続し得ることは一切認めないとする甲案が過半数の 27 件、私益信託の残余財産を公益信託として転換を認める公益残余権信託（charitable remainder trust）のみを認めるという乙案が次いで 16 件、公益残余権信託及び生前は収益を公益法人等が受け取り、死後は個人や家族が残余財産を受け取るという公益先行信託（charitable lead trust）両方を認めるという丙案は 9 件であった（表 8）。また、これに関する意見・コメント数が 14 件あった（45 頁）。

（表 8）質問 16 の回答

属性	回答数	甲案	乙案	丙案
公益法人・公益信託実務家*	21	10	6	3
学者・研究者	2	1	0	1
弁護士・司法書士・行政書士	8	0	4	4
公認会計士・税理士	6	4	2	0
公益認定等委員会・審議会委員	17	12	4	1
合計	54	27	16	9

*のうち 2 名は不回答

【4】自由記入による各質問に対する意見・コメント

属性を以下のように5分類し、各コメントに付している。

1. 公益法人・公益信託実務家
2. 学者・研究者
3. 弁護士・司法書士・行政書士
4. 会計士・税理士
5. 公益審議委員会委員

質問1. 公益信託制度の見直しの基本的な方向性(4頁)

属性1

- ・ 公益信託受託についての信託業法の適用除外が検討されるべきか。監督については、公益法人にならない、公益認定の取り消しをもって対応できる(残余財産の公益目的帰属が前提)。なお裁判所の裁判権に服すべきことは当然のことと思われる
- ・ 公益信託は、公益財団法人に比べ、手軽に公益活動に参画できる制度であると理解する。以下、その前提を基にした回答である。

属性2

- ・ ガバナンスだけでなく、公益信託の法的構造そのものか私益信託とどう違うのかについても議論して欲しい。

属性3

- ・ 目的信託が利用されていないとの指摘があるが、当初より濫用をおそれ、利用しにくい制度したことによるものと思われる。今般、公益信託制度の制度設計においても、より厳格さを求めれば結果は利用しにくい制度となるだけであることに留意する必要がある。

では厳格さの基準、物差しであるが、公益法人との比較がなされるのが一般的の発想と思われるが、一般財団法人との比較という発想もあろう。というのも、目的信託が一般財団法人と較べて使い勝手がよいかといえばそうではなく、一般財団法人の代わりに目的信託を利用するという発想はないはずで、すると、目的信託そのものの制度変更が難しいことを前提とすると、一般財団法人の代わりに目的信託と比べて使い勝手がよい（という制度構築が前提であるが）公益信託とし、公益信託を利用を促進したいとする実務の要請に応える必要があるからである。

なお、信託業法が公益信託法制によって今後どのように変わるかにもよるが、その業規制の原則たる受託行為の継続反復性が変わることは普通考えられない以上、今後も公益信託においては受託者規制が課せられることになり、準則主義を採用した一般財団法人より入り口においてよりハードルは高く、かつ金融業規制も課せられることから、公益の範囲も、行為の範囲もより広く認められるべきであろう。

信託の利点は、言うまでもなく、信託ゆえ、幾重もの重厚な受託者義務の代替としてガバナンスが柔軟であること、財産が安全に保管されること、受託者が業として継続反復してなすことが出来ること、等であり、一般財

団法人制度があるからといって、公益法人制度の利用に対して抑制的であってはならない。今般の報告書は個々の論点をあまりに詳しく論じることから、公益信託（ここでは準公益的な性格をもった目的信託の趣旨）利用促進に対するマクロ的な目線が欠けているように感じるところがあるようだ。

もっとも報告があまりにも大部のため読み込んでなく、いろいろ誤解曲解があると思われますが、ご容赦願います。

また、この他、投資事業組合、合同会社など、ビーグルとして競合する他制度との比較も必要である。信託業法、金商法の適用関係が与える制度間の柔軟性に与える影響を検討することも重要である。

- ・ 公益信託の制度見直しに当たっては、委託者(篤志家)の思いの実現、すなわち信託目的の達成に向けて適切な制度設計となっているかという視点を忘れないようにしたい。大口寄付者だけを想定するのではなく、受託者が目的を定め、信託金を募集する合同運用公益信託があってよい。報告書に「公益信託以外の目的信託の設定は～現在までない(P4)」とある。しかし、コミュニティファンド、ナショナル・トラスト、博物館資料などの寄附の事例において当事者は、主観的には意図せずに客観的には信託の要件を充たす寄附(信託の設定)が現在あると考えられる。したがって、「～公益信託以外の目的信託等の公益信託との類似の制度と～すみ分けに留意」するにあたっては、類似制度の実態を把握し、それらを促進し、阻害しないことを前提として方向性を見出すべきである。税制上目的信託とされると法人課税信託となる。公益信託以外の公益目的の信託税制についても配慮すべきである。 コミュニティファンド(合同運用公益信託)、ナショナル・トラスト、博物館資料の信託は、信託業法の適用除外とすべきである。地方公共団体による公益信託の受託に行政法上の制約はないか、検討する必要がある。例えば、公有財産は、行政財産と普通財産とに分けられるところ首長及び議会の権限と信託目的による財産権の制約の間に生じる抵触を如何に理解すべきか必ずしも明らかでない。

属性 4

- ・ いまの公益信託で、助成に限定され、寄付金控除まで受けようとすると活動範囲が大幅に限定され、使い勝手悪く、普及しないのは当然の結果です。財団などの重装備はできないけれども自分の思うような公益活動に財産を使いたいというニーズは潜在的に多いと考え、そのニーズを満たすツールとして使い勝手のいい公益信託が作れるようしてくれるならば改正は大賛成です。
- ・ 公益信託を多く活用していただくためには、税制優遇が必要であると思うので、税法の趣旨を踏まえた検討結果になることが望ましいと思います。

属性 5

- ・ 公益法人改革の際にフランスのアソシエーション(民間団体)に関する研究も視野に入れられたが、今回の見直しの方向性は、彼の国でのあり方のように、基本財産 300 万円に限定されない裾野の広い活動を可能にすると思われる。

質問2. 助成事業以外の信託事務の許容(4頁)

属性 1

- ・ 但し公益信託制度と公益法人制度の住み分け、もしくは併存について検討が必要
- ・ 公益法人制度との平仄を合せるという原則的な考え方は理解できる。しかしながら、現状、金銭以外の信託財産はないことから、受託者である信託会社に助成事業以外のどのような事務を委託するのかイメージすることはむずかしい。それを形式上可能とすることだけのために過度に厳格な受託者に対する監督・ガバナンスの仕組みを設けることは避けるべきである。
- ・ 基本的には賛成。ただし、無制限ではなく一定の指針(制限)があつてよい。
- ・ 助成事業以外にまで範囲を広げることで、主務官庁の許可基準が厳しくなることはないか? また、逆に今後事業の範囲を広げるということは、主務官庁の監督を廃止するという方向の妨げにはならないか? 例として挙げられている「美術館の運営」を考えると、これは公益財団として行うべきものと考える。

属性 2

- ・ 例えば、芸術の分野において美術館や文学館等の拝観料をも公益信託助成事業以外でできれば、財政的に危機的状況にあるそれらの存続が図られ、ひいては日本文化継続ならびに発展に資することになると考える。

属性 3

- ・ 他制度との比較においても、柔軟であるべきことを方向性とすべきである。
- ・ 新たな公益信託制度の中で、監督・ガバナンスを強化する必要がある旨の指摘に賛同する。
- ・ 公益信託を事業の器(vehicle)としての機能だけでなく、信託の様々な機能を公共のために利用すべきである。例えば、ナショナル・トラスト地や博物館資料保全のため倒産隔離機能、意思凍結機能などを利用することができるようにする必要がある。
- ・ 賛成。但し、公益信託の適正性が一定程度確保できるような規律を設けられることを、その前提とする。公益信託の受託者への、一般人からの信用醸成との観点で、助成事業以外の事業につき、いかなる内容でも行うことを認めるものではないものとしたい。

属性 4

- ・ 公益財団法人が公益目的事業以外の事業をすることができると、信託についても事業信託が可能となったことから考えると、公益信託で助成事業以外の事業をすることを検討する余地があるとは思います。しかし、託された財産を管理・運用する範囲を超えて、主体となって積極的に事業の当事者となるということは、公益性の高い信託にはなじまないのでないかと思います。単に助成事業をする場合と異なり、事業をするとなると想定外の判断を迫られる場面がより多く想定され、リスクもより多く伴います。結果として受託者がした判断が信託行

為の趣旨や信託の目的を守れているかどうかを判断することや、受託者を監督することが難しくなることもあるのではないかと懸念します。

別の事業をしたいのであれば、それ自体に法人格が個別に付与されている公益財団法人を活用し、別の事業をしないのであればシンプルに公益信託という使い分けもあると思います。公益財団法人の評議員や理事には任期がありますし、評議員会や理事会もあり、機関設計という点では、信託よりも事業をするための内部自治が働く設計になっているように思います。

仮に、公益信託で助成事務以外の事業をするのであれば、公益財団法人の機関設計と同水準の業務執行体制・監督体制を設ける必要があると思いますが、同時にその悪用を防ぐための手続や書類の記載方法等が複雑・煩雑になり、他の事業をしない公益信託にまでそのしづ寄せが行ってしまうのであれば、助成事務以外の事業を認めるかどうかは慎重に判断したほうがいいと思います。運営が複雑・煩雑になれば、プレイヤーの数はいい意味でも悪い意味でも減少すること、結果として実質的に信託銀行や信託会社しか受託できないことも考えられること、民間で組成するにしても多額のコンサルティング報酬の支払いが必要となること、信託報酬が高くなることで本来の目的のために使える財源が減ること等が考えられます。

- 助成だけでは、あまりにも公益活動のできる範囲が限定されています。財団は永続性があるが信託は有期だから使い切ったら終わりのため助成に限られるのかもしれません、信託でも財産の規模に差異があり、次世代以降が運営に困らないような配慮をしながら多様な公益活動ができる器として使えるようにしてほしいと考えるから助成以外も認められるべきと考えます。

属性 5

- (2)について、1～2の具体例があれば、より理解しやすいと思う。
- 賛成が多数ということであるが、信託事務について適正性を確保するため、例示規定を設けることが望ましい。

質問3. 収益事務等の除外(4頁)

属性1

- ・ 公益法人における収益事業とも併せ「収益事務・事業」の再整理が必要。
- ・ 専ら公益信託の信託事務に用いる費用を捻出する目的であっても、信託財産たる不動産の賃貸を行うような信託事務は収益事務であろう。このとき収益事業に課税しないという理由がなく、煩瑣な基準のある複雑な制度になりかねない。公益信託の最大の利点の比較的簡易な仕組みであることが崩れ、公益法人制度に加えて公益信託を整備する必要があるとの論拠が弱くなろう。
ただし、賃貸不動産を信託財産としその収益を公益目的事業の原資にしたいというニーズはありうる。また重装備を前提にすれば、公益法人におけるのと同様に、公益目的事業費用の100%までのみなし寄付金を認めてもらいこの範囲にて対応するということもできるかもしれない。とはいへ軽装備のためにこれをあきらめるべきと思う。
公益信託の器でなんでもできるようにする必要は全くないのでないか。
これと信託財産の運用範囲をどうするかは別問題であろう。広義のリート、株式、外債等を含む広義の金融資産まで運用対象を拡大すべきである。
- ・ 報告書のとおり、公益目的の信託事務に付随する信託事務は認めて良いと思う。
- ・ 1(1)を認めるのであれば、「公益目的の信託事務及びそれに付随する信託事務」の範囲の解釈については、ある程度柔軟であることが求められる。
- ・ 現時点の本件に関する情報量では賛成とも反対とも言えません。
- ・ 公益財団よりは、制約の緩い公益活動という位置づけ。

属性3

- ・ 1.自由記入欄回答参照。収益事業課税は別途検討すればよい。
- ・ 監督・ガバナンスが整うのであれば、報告書のP9(注)の①を相当とする。
- ・ 確かに、法人とのすみわけを考え公益信託の規制が軽いものになるのであれば公益信託から収益事業を除外する考えに賛成したい。ところで、六義園とその維持費ねん出のための東側道路沿いの土地建物が東京都に寄附された例もある。
しかし、都市局と住宅局管轄相違により土地建物は民間に払い下げられた。このように公園(庭園)と賃貸住宅を寄附するときに信託制度を利用できるかという観点から、例えば、公益信託及び私益信託二つの信託を設置し公益信託が私益信託(二重信託)の受益権を保有するなど許容する方策を検討すべきである。
- ・ 原則として収益事務等は除外すべきであるが、個別具体的な必要性が認められる場合には、行政庁の承認を受けることにより、収益事務等も行うことができる

ようにすべきと考える。

- ・ 公益法人であっても収益事業等を展開することが認められていることから、公益目的の信託事務に付随する信託事務は、たとえ収益事務等に該当する場合であっても、できるようにした方が望ましい。
- ・ 公益信託の信託財産に金銭以外の不動産や知的財産を含めることを許容するのであれば、これらの信託財産から収益を得ることを想定した事務が認められるべきと考える。

属性 4

- ・ 上記 2.のとおり、そもそも公益信託で収益事務等をすること自体に反対です。仮に収益事務等をするのであれば、同じ受託者が引受けをしない限り、租税回避の余地や、公益性の否認の余地が生じ、安定した運営ができないと思います。
公益財団法人と同レベルの実務を求めるのであれば、定時提出書類として、事業計画書・收支予算書等の作成・提出が必要ですが、受託者が公益事務と収益事務等とで異なるのであれば、実務上、これらの書類の作成も手間取るのではないかと思いますし、信託管理人が監督しなければならない先が複数でてくるということで、信託管理人の候補者がみつからない、みつかったとしても報酬が高いということも考えられます。
公益信託の受託者が公益目的の信託事務のみを行い、収益事務等は別の者が行うという仕組みは、信託銀行のリスクヘッジをしつつ既得権益を守るために規定に思えてしまいます。原則的にはすべての信託事務を同じ受託者が行う、それができなければ例外として職務分掌の定めをして共同受託をするというのが自然に思えますし、信託銀行以外の受託者にとってはそのほうが事務手続きが簡素ではないかと思います。
- ・ 収益事務等を認めることにより、コストが膨れ上がり使い勝手が悪くなるのであれば、簡素なわたし(わたしたち)の公益活動の器にならなくなるからです。
- ・ 軽量軽装備であることが望ましいと思われるため、収益事務等も行うのであれば、公益法人として実施することが良いと思う。
- ・ 公益目的の信託事務に付随する信託事務の許容範囲を超える信託事務は認めるべきではない。

属性 5

- ・ 収益事業は柔軟解釈により補う。
- ・ 公益目的の信託事務を継続・補完する範囲で除外しない。
- ・ 付随信託事務の範囲が具体的な認定の際に問題となり得るので、類型的に許容した方が良い事務は明文で規定する方向が望ましい。

質問4. 公益信託の信託財産として金銭以外の信託財産を認めるか(5頁)

属性 1

- ・ 税法上の取扱いについても同時に検討が必要
- ・ 所得税法所定のみなし譲渡課税は、公益信託を法人とみなすことで対応可能かもしれない
- ・ 実際に、著作権、不動産、有価証券等の金銭以外の財産を信託財産としたいとのニーズがあるのであれば、それを可能とすべき。
- ・ 公益信託の可能性が広がるため賛成です。
- ・ ただし、これによって認定基準が厳格になるようなら逆効果である。比較的「簡易な仕組み」を追求したほうがよい。

属性 2

- ・ 人口減少社会にあって、交通手段確保に資するべく、例えばバス等を信託財産として考えてもよいのではないか。

属性 3

- ・ 換金可能な財産もあることから、選択肢を広げるため、金銭以外の財産を信託財産としたいという要望もありうると考えたため。
- ・ 税法の改正を要望する。
- ・ 1.自由記入欄回答参照。
- ・ 良好的な自然環境(土地)、歴史的建造物(建物その他の土地の定着物)、公園(土地)、博物館資料(動産)等を保護するための公益信託を認める必要がある。したがって、金銭以外の財産を公益信託の当初信託財産としてまたは信託事務処理により取得することを可能にすることに賛成である。
また、美術家の遺族に残された絵画とともに著作権を美術館に信託するとミュージアムグッズ販売(公益目的事業であることを前提として)収益で作品の保存費用を獲得することも考えられることから、あらゆる財産権を信託財産として取得可能とすべきであると考える。

属性 4

- ・ 有価証券を信託財産に加えることには賛成です。
不動産を信託財産に加えることには基本的には反対です。不動産には、修繕・取壊し・空室率の上昇等により、赤字になる可能性もありますし、倒壊等による損害賠償請求などのリスクもあります。利用価値の低い不動産について、相続税や固定資産税を払いたくないという理由から無税で公益信託に入れられないかと検討する者もほぼ確実にでてくると思います。土地で、汚染や遺跡と思われるものが見つかった場合、利用価値が下がるとともに、膨大なコストが生じることもあります。そうなると、他の信託財産を毀損してしまい、本来の目的が達成できなくなる可能性が考えられます。また、研究会資料2にあった「公益財団法人と比べて、簡易な維持・運営が可能であるという公益信託の特質を維持する」とい

う方向性には大賛成です。その点からも、不動産まで認めてしまうと、不正防止のために複雑な仕組みになってしまわないか、簡易な維持・運営からかけ離れないかも懸念します。

研究会資料2では、環境や文化財保全事業に関する信託についてふれられていましたが、その場合には、公益財団法人を活用することで対応すればいいのではないかと思います(上記2.と関連して、そもそも公益信託で収益事務等をすること自体に反対です)。

特許権や著作権なども現金収入を生み出すものとしてはいいのではないかと思いましたが、侵害された際に他の信託財産を毀損してまで裁判で戦えるかという点など検討が必要だと思います。

附帯決議の「公益法人制度と整合性のとれた制度とする」という部分は、なんでもかんでも公益財団法人と同じにするというよりは、公益財団法人よりもゆるい制度としないよう(不正が公益信託に流れないよう)というふうに理解しました。公益財団法人と比べて、認定基準・監督の厳しさは同じ、維持運営はより簡素に、その代わり事業範囲・拠出財産は制限するという方向性を望みます(事業範囲・拠出財産については、公益財団法人とすみわけがあつてもいいと思います。)。

- ・ 公益信託は、公益活動の器であり、公益活動をするためにはお金が必要であり、お金を生み出すのは現金に限らないので信託財産としてお金をうみだす金銭以外の資産をいれるのは賛成です。金銭以外の資産の場合の管理をどうするか、税制の処理をどうするかで、これも公益信託を法人課税信託の一種(公益法人信託)のように設計して 委託者側で40条申請(譲渡益非課税) 受託者(信託財産)側で、非課税とすれば解決できると考えます。
- ・ 公益信託の利用を促進することになるので、金銭以外の財産も信託財産とすることに賛成する。

属性5

- ・ ソフトウェアの公益信託も考えられる。
- ・ みなし譲渡課税など税制上の問題が解決できることを条件に賛成します。

質問5. 受託者に関する認定基準(6頁)

属性 1

- ・受託者は信託会社でなくとも条件の整った法人であれば可能と考えます。逆に個人も含めた場合には不測の事態に対処できない可能性があり、委託者の意思に反することにもなりかねない。このため信託法の規定に合わせてよいと考え乙案を選択した。
- ・受託者が信託会社である甲案の考え方から一步踏み出す必要性があるを感じる。さりとて受託者を個人まで拡げた場合発生する様々な問題が解決しない以上、丁度をイメージ Goal に置きながら乙案・丙案を採用してはどうかと思う。
- ・甲、乙、丙案いずれにも継続して検討すべき事項が多く、現段階では決めかねます。
- ・公益信託の受託者は公益法人同様の技術的基礎を有することでよいのではないか。ただし「経理的基礎」は信託財産の額(追加信託の確実な予定額を含む)にて判断されるべきであろう。
乙案については、目的信託と異なり行政庁の監督があり認定基準違反及び認定法6条のような欠格事由違反があれば認定取消ができるとの前提に立てばそこまで厳格にする必要もあるまい。
また個人受託は日本においては時期尚早で、今回の改正の運用状況を見てから検討すればよかろう。
- ・受託者の範囲を拡大することが望ましいと思う。
- ・公益法人制度との平仄を合せる主旨からは、乙あるいは丙が妥当と考えられるが、そのために受託者のガバナンス要件を厳しくすることは、現在(今後も)金銭による信託が大半を占めていることを考えると適当ではない。信託会社であれば乙および丙を満たす。
- ・士業などの受託者の可能性を認めることは、公益信託の発展につながる。本来事務と、受託の公益信託分を会計面で分離すればよいのでは?
- ・趣旨としては、丁案の「受託者が、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であることを必要とする。」でいいが、安定性・継続性の観点から法人であることが望ましいので丙案に賛成。
- ・丙案の「経理的基礎及び技術的能力」は判断が難しい。丙案を認定基準とするのであれば、何らかの限定が必要と考える。
- ・受益者となる法人の「物的・人的構成」と「能力」の差が、よく理解できないが、信託会社に限定する必要はないものの、社会的に認められたそれなりの法人であるべき。

- はじめに甲案について述べる。

甲案では現状のままであるにすぎず、公益信託の促進・発展は望めないと思慮する。信託兼営金融機関を含む現在の信託会社はすべて「株式会社」であり、株式会社は各事業活動で収益を上げ、最終的には株主及び社員に利益を還元することが求められている。しかしながら公益信託の受託者となったとしても、その受託行為自体が公益活動と考えられるため株主及び社員に利益を還元することではなく、公益信託の受託者となることは、企業としてイメージを少し高めようとする活動の一環であるに過ぎない。ちなみに先の下線箇所は公益信託の受託者となっているある信託銀行の担当者が述べた言葉である。これは当法人が当初 2,000 万円の財産をもとに公益信託によるある基金を設立しようとした際、当時の信託銀行からは次々と受託を拒否され（拒否の理由は基本財産額が 2,000 万円では銀行の利益にはならないというものであった）、最後に一行受託してくれた信託銀行の担当者の発言であった。つまり金融機関も営利企業である以上その企業の望む収益の上がらない事業は原則としてできないという考えに基づいた発言であるため、この姿勢を非難するつもりはないが、しかしこの営利企業としての本質は今後も変更されることはない以上、甲案では公益信託の促進・発展は望めないと言わざるを得ない。なお付言するに、その後上述の公益信託は信託目的・事業内容が現在の時代が必要とするものであったため篤志家の方々の寄附による追加信託がなされることにより発展し、国からも高齢化社会を先取りした基金と評価されることに至っている。

さて、我が国は現在、少子高齢社会・超高齢社会・人口減少社会に突入している。この傾向は今後数十年継続していくことが厚生労働省等の統計で予測されている。そして公益信託とは「信託の設定を通じて公益目的を実現すること、すなわち、広く社会全体の利益ないし不特定多数人の利益を追求することを目指した信託」である（新井誠著「信託法」244 頁）。このような特徴を有する信託であるため、今後我が国の社会を様々な面から福祉的に下支えしていく制度の一つに充分になり得る可能性を内包する。このような視点からも今回の公益信託法改正における受託者の範囲を検討すべきと思う。ここで再度言及するが、現状維持案である甲案では、受託者がその企業の構成員等への利益の分配に拘束されている以上、企業としては大きな利潤を産まない公益信託の受託者となり、これを運営していくことにその企業の力を傾注することはないと危惧し、公益信託法改正にあたり甲案のみが採用されることのないように強く要望するものである。

次に乙案について述べる。

乙案では受託者として信託会社以外の法人が公益信託の受託者となる可能性を認めている。ここで新たに公益信託の受託者として想定されている法人は主に「国又は地方公共団体」であると思われる。では、国又は地方公共団体は公益信託の受託者として適任であろうか。そうとは思われない。端的に言えば、いわゆる「お役所仕事」となってしまい、極めて非効率であり、硬直的であり、かつ消極的な受託しかなされなくなってしまうことを危惧する。そのため先に述べたように、今後様々な信託が考案・企画され、国・地方公共団体に委託されようとしても、「先例にないものは受託できない」というお役所特有の姿勢になってしまう危惧がある。

またこれからのがわが国の地域社会に求められているものの一つは「寄附文化の醸成」である。これが各地域社会を下支えしていく。そして「公益信託」という制度も言葉を変えるならば寄附文化の醸成に寄与していくことであり、そのためには柔軟な発想をなし得る民間活力の利用が不可欠となる。公

益信託の受託者に国・地方公共団体がなったとしても、それはお役所的な姿勢を払拭しない以上、極めて限られた内容の信託の受託となってしまい、公益信託制度が今後の我が国の地域社会を下支えしていく制度の一つとして発展していくことはほとんど期待できないと考える。

次に乙案では「目的信託の受託者として必要な財産的基礎及び人的構成を有する法人」を認定基準の一つとしている。その補足説明の中で、「純資産が5,000万円を超える」という信託法施行令第3条を引用している。しかし純資産が5,000万円を超える法人とすることは公益信託の受託者をかなり限定してしまうことにならないかという疑問が残る。

ただし、甲案と乙案を比較した場合には、信託会社以外の法人が受託者となる可能性を認めている点が、その分公益信託の活用の可能性が拡がることにもなるため、甲案より乙案が優れていると言える。

次に丁案について述べる。

丁案では、「社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること」としているが、このことを認定することは極めて困難であると考える。したがって、丁案を採用することは事実上困難であると考える。

当法人としては、受託者に関する認定基準として、丙案が優れていると考える。丙案では公益信託の受託者が「公益目的の信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人」としている。これが公益社団法人及び公益財団法人を主に想定しているものと思われる。「公益信託法改正研究会報告書」が記載しているように、「公益法人は、設立目的の達成のため将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業を行うことが期待されており、そのために必要な財産、技術的能力を保有している必要があることから、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることを認定基準として設けた」ものであり、公益信託もその設立目的の達成のため将来にわたり安定的かつ継続的に信託された事業を行うことが期待されており、この点において、公益法人は公益信託の受託者になり得ると考える。なお、当法人の丙案に対する意見は、丙案を公益社団法人及び公益財団法人を受託者の範囲に入れているものとして述べる。

まず公益信託の受託者のコンプライアンスについて述べる。

ご承知のとおり、現在わが国の公益社団法人及び公益財団法人は主務官庁による厳しい指導監督に服している。このため法令遵守や内部統制についても主務官庁のチェックがなされており、かつ公益認定法上、法人の理事が禁固以上の刑に処せられた等の場合には公益認定を取消される事態となる（公益認定法第29条1項参照）等の理由により、公益法人においてコンプライアンスは我が国の多くの企業よりも高く保たれていると考える。さらに現実に公益信託の受託者となった際には、「信託管理人」を必置の機関とし、かつ適正な信託の運用のため外部の有識者による「運営委員会」を設置することで、信託された財産や信託事務に関する不正行為や権限濫用行為は防止できると考える。

次に公益法人はその法人の構成員たる社員にその事業から生じた利益を分配することは禁じられている。このため上記甲案の箇所で述べたように、現在の信託会社のように株主等への利益の還元に拘束されることもない。すなわちその信託を受任し、その具体的信託事務の遂行を維持できるだけの費用を信託財産の中から拠出できるのであればそれ以上の利潤を上げる必要はなく（ご承知のとおり公益法人は、公益認定法上、収支相償原則によって拘束されており、公益目的事業の収入がその実施に要する費用を超えないこととされている）、その分様々な信託を受託できる可能性を有していると考え

る。

次に、税法上、受託者が信託会社（信託兼営金融機関を含む。）であることが、特定公益信託及び認定特定公益信託の要件とされているが、今般の公益信託法改正によって丙案が採用された際にはこの所得税法施行令の規定は改正すべきと考える。何故かというと現在の公益法人は主務官庁から公益認定を受ける際及びその後も継続して厳しい監督に服しており、その公益法人が脱税の手段等脱法的利益を得るために公益信託の受託者となることを想定することはできないという理由による。

以上により、公益社団法人及び公益財団法人を受託者の範囲に加えることは、公益信託の適正な利用を促進するという方向性にも合致していると思慮している。

属性 2

- ・ 現状の信託業法に拘泥し、事実上信託銀行に限るのではなく、NPO 法人等にも受託者資格を公益信託に限って認めるべきである。

属性 3

- ・ 公益信託を安定的継続的に行うための仕組みとして、受託者が一定の要件を満たす法人であることを必要とする。国又は地方公共団体も受託者としての適格性を有する方向で検討していただきたい。
 - ・ 1.自由記入欄回答参照。他制度は、業規制も、ヒト規制もない。
 - ・ ウェップサイトで公益信託「軽井沢グアム学生交流基金」の事業概要報告書を見ると受託者は自然人である。税制優遇の要件は別として、公益信託の要件としては、個人を認めるべきであると考える。

また、税の優遇の観点からは共同受託者及び職務分担共同受託者の経理的基礎及び技術的基礎を判断すべきである。例えば、財産的基礎を有する者が信託財産の管理を行い、経理的基礎を有する者がその用を(指図を)行い、公益事業に関わる技術的な基礎を有する者が公益事業といった職務分掌(信託法 80 条 4 項)を行う共同受託も考えられる。また、自然人と法人の共同受託も念頭に置いて検討を進めर必要がある。

- ・ 但し、公益目的を一定期間確保するために必要な適切な管理運営能力という観点では、個人を除くこと、必要な財産的基礎及び人的構成を有することを前提とする。現行の公益信託法と同様である丁案に賛成だが、税法との観点及び公益目的を一定期間確保するという観点で、上記前提とした方が良いものと考える。
- ・ 受託者の範囲を広げることに賛成だが、個人を受託者とすると組織内のチェック機能が十分に働かないおそれがあるため、最低限、法人であることを求めるべきと考える。

属性 4

- ・ 公益財団法人と同水準の基準が必要であると考えます。
- ・ 受益者がいなく、委託者もいない場合もある公益信託については受託者がしつ

かりしているかが他の信託以上に重要です。金融機関の場合は信頼がありますが、彼らができるのは基本的には金銭管理だけであり、他の多様な財産の管理が的確にできるかは疑問があります。ですから、多様な公益活動に耐えうる受託者が必要となり、また、多様なリスクに耐えうる財産基盤や信用が必要ですが、個別性が強く、一律に判断するのは適切ではないので乙、丙、丁の案の融合したものというのが私の意見です。

- ・ 目的信託が濫用されず着実に遂行されることの担保が必要ではないかと思う。
- ・ これという結論は見出しつらい状況ですが、③を選択しました。

属性 5

- ・ 法人に限定する必要はない。
- ・ 信託事務の内容・規模での区分も視点に入れてもよいのではないか。
- ・ 受託者の可否についての判断が他の案に比して容易な乙案を支持する。
- ・ 一応、乙案を妥当としたが、さらに、公益信託の受託者としての具体的な要件を今後検討する必要がある。丙案は、公益法人と同じに考える必要はないので相当地ない。
- ・ ③について、公益認定時の要件としての「経理的基礎及び技術的能力」の定義があいまいな為、かなり緩やかな要件となってしまった反省をもって②としたい。
- ・ 適正な信託事務の執行が行われるよう引き続き検討を進めていくべき。
- ・ 乙案と丙案を融合した適切な認定基準を設けるべきである。

質問6. 収支相償(6頁)

属性 1

- ・ 公益法人でも不要論の多い収支相償を公益信託に課する意図が理解できない。信託財産はいずれなくなる事を意図するのであれば、資産総額を規制すれば足りるはず。
- ・ 本来なら健全な公益目的の基に活動していれば規律は設ける必要はないと思う。但し現実問題として基準なき所に不正は必ず生じる。節度ある運用を保つ意味から乙案を推す。
- ・ 公益法人における収支相償の原則には公益法人の活動の永続性を損なう等の批判も多いことから、公益信託においてはこの規律を設けないことで良いと思う(公益法人においても再検討を望む)。ただし課税されない資産が野放団に蓄積されないような仕組みがないときは税の優遇は与えるべきではない。財務に係る煩瑣な認定基準を設けることを避けるためにもペイアウトルールは絶対に必要と思う。
なお信託財産の運用は株式、リート、外債等に広げるべき(マイナス金利では預貯金での運用はできない。)。このときは公益法人の認定基準同様の「他団体の意思決定に関与することのできる株式等の保有禁止」の基準は必要になろう。
- ・ 比較的小規模な信託財産をもとに運用する場合、公益目的の実現のためには、一定割合以上を支出するルールが望ましい。もっとも、金銭以外の信託財産の場合は、むずかしい場合があり得る。
- ・ 現時点では甲案に賛成です。
- ・ 余計な規則は不要。シンプルがベスト。
- ・ 現行の公益法人制度下の収支相償問題にみられるとおり、甲案に反対する。

属性 3

- ・ 1.自由記入欄回答参照。経済原則に委ねればよく、立ち入るべきではない。
- ・ 公益信託財産の蓄積が直ちに不当となるわけではない。ナショナル・トラストによる良好な自然環境等の保全や博物館資料を信託財産とする場合において、寄付を募りながら信託財産を蓄積することもあり得る。したがって、一律に収支相償を適用すべきではない。しかし、不当な蓄積もあり得るわけであって、不当性か否かの境界をよく吟味して判定基準を設けることに賛成する。
- ・ 最低限の認定基準を設けるべきと考えるが、偶々、給付の適格者が存在しなかつたことにより、給付が行えなかったことにより、直ちに税制優遇が得られなくなるといったこととならないよう、潜脱防止のための緩やかな基準を設定すべきと考える。
- ・ 但し、適切かつ明確な基準ができるものであることを前提とする。

属性 4

- ・ ①信託財産を預貯金・有価証券の範囲に限る、②公益信託で収益事務等をしないといふのであれば、収支相償は考慮しなくてもいいと思います。
一方で、信託財産として不動産を認めたり、収益事務等を認めたりするのであれば、収支相償要件は必要になると思います。公益財団法人の場合、公益目的事業は収益事業であっても非課税となっていますので、もしこれと同レベルの課税を公益信託でも想定するのであれば、収支相償要件を外してしまうと、営利法人と比べて過度に有利となるためです。
公益信託については、不動産は信託財産の対象から除外し、収益事務等も対象外とするとともに、収支相償要件もなしというのがシンプルでいいと思います。
- ・ 「収支相償」ルールの問題点となぜ公益法人におかれているのかという必然性を考えると、乙案のようなペイアウトルールで公益信託については処理するのが合理的と考えます。
- ・ 信託費用として確実に実施することが必要と思う。

属性 5

- ・ 受託者に関する認定で充分
- ・ 何らかの収支相償に関する基準が必要であると思われるが、乙案の示す基準が最良であるとはいえない。
- ・ ペイアウトルールには一定の合理性はあるが、具体的な基準を設定するのが困難でないか。不合理な利益の蓄積が仮にあれば、監督段階で問題とすればよいのではないか。
- ・ 円滑な信託事務の執行を確保しつつ、不当に財産が蓄積されないよう引き続き検討を進めていくべき。

質問 7. 新たな認定の主体(8頁)

属性 1

- ・(天下りでは無い)民間の有識者で構成される委員会を経由する事により、行政庁のみが関与する認定方法より柔軟な対応が可能になると考えられる。
- ・民間の有識者の選び方、有識者による意見統一のルールの公明性の確保を前提として乙案を推す。認定する行政庁に対する他庁の圧力等も加わらない工夫をお願いしたい。
- ・公益法人の認定と同じ仕組みとすれば良いと思う。別の機関とした場合、公益性の判断基準が異なることとなる恐れがある。現状では公益信託の受託件数は少ないので窓口を認定等委員会に一元化したいところであるが、受託件数が増えなければ意味がないので各県にも頼むこととなろう。
- ・行政が過度に介入すべきではないと考える。
- ・公益法人法との平仄からも乙案が適当と考えるが、担当する行政庁については内閣府でなくとも良い。
- ・現時点においては乙案に賛成しますが引き続き検討をしていただきたい。
- ・公益財団のそれ以上である必要はないが、優遇措置を受けるためにはそれなりの監督が必要。

属性 2

- ・受託者資格を広げるには、実効性ある認定が肝要である。より充実したスピィディーな公益信託の認定にも乙案が穩當ではなかろうか。

属性 3

- ・1.自由記入欄回答参照。一般財団法人レベルの税務上の措置は自由に認められるべきであり、公益法人との比較では同様な規律とすることが制度間のイーコールフッティングである。
- ・丙案では、税制上の要請を充たせないと理由づけにより、乙案に賛成する。
- ・公益信託は民間の資金循環を促すシステムの一環であるから、国の関与は認定基準を定め、認定事務の適法性をモニタリングするにとどめ、認定主体は民間が担うべきと考える。
- ・内閣府の公益認定等委員会ないしそれに準ずる仕組みが望ましいと考える。

属性 4

- ・最初は、公益財団法人の認定申請と比べて(特に特例民法法人の移行期間と比べて)、公益信託の認定申請件数は少ないと思われることから、民間有識者を確保・教育しておくと手間やコストがかかるのではないかと思い甲案がいいかと思いました。しかし、新公益法人制度改革の趣旨を考えると(主務官庁の許可制のために天下りの問題などが生じたことから)、公平性・中立性が確保で

きると推定される乙案がいいかと思いました。丙案は、責任の所在という点から、反対です。

- ・ 公益法人と同様の方法で 官民のバランスのある認定方法が合理的と考えるからです。報告書にもあるようにNPO法人の認証制度は不完全で、法人の非課税は簡単だが寄付金控除は難しいというのは使い勝手が悪いです。認定受ければ、受託者側も委託者側も税メリットが受けられるようなほうが一回の手続きですみ合理的と考えます。
- ・ 公益認定等委員会と同様の仕組みがよいと思います。
- ・ 民間団体がどのような団体になるのかについては、懸念される部分もあるが、甲、乙は、従来の主務官庁制とあまり変わりなく、信託の機動性の高さを活かせないと思う。

属性 5

- ・ 行政庁の方針ないし意見を反映すべき。
- ・ 公益認定等委員会の活用が現実的であろうと思われる。
- ・ 税法上の優遇措置を受けるにふさわしいものだけが公益信託として認定されるよう引き続き検討を進めていくべき。

質問8. 公益信託の監督・ガバナンスの全体像(8頁)

属性 1

- ・自律的な仕組みにおいては、積極的な情報公開の重要性を全体として打ち出すことが肝要。
- ・流動資産を扱う限り、第三者チェックは必要。ただし必要最小限度にするべき。

属性 3

- ・1.自由記入欄回答参照。なるべく自由であることが原則である。もっとも、受託者規制が入ることは十分予想されることから、受託者に対する監督機関のモニターで十分に思われる。
- ・公益信託の監督・ガバナンスの自律的仕組みを確保する仕組みを構築するにあたってはその理念を明らかにして信託関係者に権限配分する必要がある。例えば、委託者は信託事務の信託目的への適合性、信託管理人は信託事務の適法性、運営委員会は信託事務の妥当性などが考えられる。その上で兼務の可否を検討することにより適切な制度設計が行われる。
よって甲案に賛成する。但し、受給権者のガバナンスへの関与は、不適切である場合がある。例えば、一般に受給内容が助成金の場合に、助成金の受給者がその支給者のガバナンスに関与するのは不適切であると考えられる。利益相反関係になることも考え得る。

属性 4

- ・公益信託は、基本は民間で作るものだけど、他の信託と異なり税メリットがあるからそれを担保するために官のチェック、介入も必要ですが、これは、あくまでもメンテナンスチェックとイレギュラー対応であるべきと考えるからです。
- ・健全な公益信託を確保するうえで必要であると思う。

属性 5

- ・自主的なガバナンスで充分。(目的が限定された業務であり管理のための管理は不要)

質問 9. 公益信託の信託管理人の資格要件(8頁)

属性 1

- ・ 「ふさわしい学識、経験及び信用を有するもの」の定義、判断は困難と思われます。
- ・ 信託管理人は委託者が自由に選ぶ事ができるため甲案以上に要件を厳しくする理由が認められない。
- ・ ④を加える事の弊害を論議されているが基本的な公明性を維持しつつ様々な視点から検討される体制づくりが望ましいと考えます。
- ・ 「当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験」を有する必要性は特に助成先の選定等公益目的事業の運営の妥当性を確保するために必要と考えられる。運営の適正を確保するための監督、監査については、例えば研究奨励金の給付を目的とする公益信託が奨学金を給付していないかどうかの監査のように一般常識で対応できよう。これに対して助成先の選考が妥当であったかどうかの監査については所定の学識、経験まで求められよう。なぜならば税の優遇があるのはそれが私益ではなく公益を目的とする公的な存在であり、その公益事業の運営については客観的にみて妥当なものである必要があるからである。このことを担保する方法としては助成については専門家からなる運営委員会の合議制にもとづく勧告を尊重することとすることが適当であり、多年にわたる実績もあるところである。信託管理人に機関運営の適正の確保の任に加えて妥当性の検証までの任務を要求するときは人選が極めて困難になろう。
- ・ 本当は乙案が望ましいが、公益信託発展のためには制限は厳しくないほうがよい。
- ・ 現時点においては乙案に賛成するがひきつづき検討してほしいと思います。
- ・ ④は、建前としては当然のこと。ただ、これもまた、認定の基準を上げる要素になるのではないかと危惧もある。
- ・ 現実問題として、「ふさわしい学識、経験及び信用」の基準を定めることは、例えば、弁護士や会計士などの資格を用いないかぎりできないのではないかと考える。

属性 2

- ・ 乙案の④の判断が厳密には難しいと思うが、必要な要件ではなるまいか。

属性 3

- ・ 新たな認定機関の判断能力を補充するために、調査方法など工夫すべきである。
- ・ 1.自由記入欄回答参照。仮に受託者規制が緩い場合、信託管理人規制が厳しくなる関係になるが、両者合わせて一般財団法人規制と比べて、比肩できるものとすることが今後の普及に繋がる。

- ・【乙案】に原則として賛成。但し、他の規律とのバランスにもよる。
- ・第2 5補足説明(1)は委託者が信託管理人となったときに恣意的な権限行使が行われる危険性があること、現行の公益信託の委託者から管理人になる要請はないとのことから委託者は信託管理人になり得ない(第2 5補足説明(1))と結論付けられることに加えて甲案は、信託管理人の資格要件として受託者の親族、使用人等特別関係者に該当しないことを資格要件とするものである。しかし、委託者は、公益信託の目的を設定したものであり公益信託事務の遂行に強い関心を有する者であり、ガバナンスの観点から望ましい効果も期待できる。報告書は委託者又は特別関係人が信託管理人となったときに恣意的な権限行使がなされる危険を指摘する。しかし、委託者又はその特別関係人以外の者が信託管理人となったときと比較してその危険が増すとすれば、委託者の権限と併せて信託管理人の権限を行使することができ、権限の集中が問題となると考えるのであれば理解できるところである。また、委託者からは信託管理人への就任要請はないとのことである。しかし、受託者がほぼ信託銀行に限定されていて特に問題なく信託事務が行われていて委託者が委託者の権限では限界を感じて信託管理人への就任を要請する必要性に乏しいことが信託管理人への就任要請のことになったとも考えられる。また、平成18年の信託法改正によって委託者の権限は縮減されている。それ以前に設定された公益信託の委託者の権限は旧法に基づくものでありそれ故不満が少ないのではないかとも考えられる。
- ガバナンスの担い手として委託者を位置づけるとすれば、信託事務処理が信託目的に適合しているかという観点からその権限を考えるべきである。また、権限集中の危険をいうのであれば委託者と信託管理人の適切な権限配分を行うべきであって、出損者だからといって制限的に規制する必要はない。また、委託者が適切な信託事務処理と認めるのであれば、追加信託が行われることも期待できる。

属性4

- ・学識・経験・信用の測定方法が不明慮なので、これらの要件により入口を絞るのではなく、罰則規定や、選任者の責任を明確にしておく方が実務的ではないかと思います。
- ・公益信託にふさわしい学識・経験・信用とは何かと考えると、よくわからないから特に資格要件は設けない方がいいと思います。そのことによって大きな問題が起こるとは考えられません。たとえ学識・経験と規定したとしても問題を起こす人は起こすと思います。
- ・④の要件の判断が困難であり限定期になる可能性があり、制度の利用可能性が縮小する恐れがあると思う。

属性5

- ・公益信託をより柔軟に運営することができるよう改革するために、他方でその信頼性を高めることも重要である。
- ・信託事務の適正な執行を確保できるよう引き続き検討を進めていくべき。

質問 10. 公益信託の信託管理人の死亡又は解任・辞任の場合の新選任(10 頁)

属性 1

- 乙案丙案を含め今後検討すべきと考えます。
- 遺言で公益信託の設定が望まれたときにおいて信託管理人の選解任方法が定められていない場合があることは容易に想像できる。このとき信託法258条においては、遺言執行者が信託管理人を選任しなければならず、遺言執行者の定めがないとき等は裁判所が選任することとなる。これは日時を要する手続きとなることもありうる。
ひるがえって考えてみると公益信託は税の優遇がある以上、公的な存在であり、その運営の適正を確保する仕組みについては強行法規として定めることが適當であり、委託者の意思を尊重する必要性に乏しいのではないか(その使途=公益目的事業内容の選定において示される委託者の意思を尊重すれば足りると思われる)。
公益を目的とする目的信託は認められるべきと考えており、委託者が運営に関与したいときはそれによればよいと思う。
なお、新信託管理人の選解任、新受託者の選解任など、一方が欠けたときなどにおいて他方が独断で人選等することを避けるための協議機関としては運営委員会を活用できよう。ここでも運営委員会が合議機関であることからくる恣意的判断の排除が期待できよう。
- 信託管理人の要件をきちんと定めておけば、選任方法は、乙案丙案を組み合わせ、弾力性のあるものにしておくことが望ましいと考える。
- 新信託管理人の選任方法に関する規律は複数用意されるべきと考えます。
- 広い自由度があるのが望ましい。

属性 3

- 1.自由記入欄回答参照。信託管理人の責任強化は善良な成り手を排斥し、逆に好ましくない者が就任することにもなりかねない。受託者規制が課せられることが予測できる以上、信託管理人規制を厳しくしない制度設計が必要である。

属性 4

- 公益財団法人の評議員の選任方法と比べると、甲案が一番厳格だと思います。乙案は仮に行政庁が都道府県知事だとすると、各都道府県によってのちのち承認又は却下のテンションが変わってくるのではないかと思います(一番厳格にチェックされるのは当初の公益認定時ではないかと思います。乙案の場合、実務上、申請が却下される場面は少ないのでないかと思いますので、抜け道を残しかねないのではないかと懸念しました。)。丙案は、認定申請当初に、将来にわたって信託管理人が存在するということを推認できていない点で弱いように思いました。
- 穏当な公益信託のガバナンスの手法だと思う。

- ・他の要件との関連で決まるものと思います。

属性 5

- ・甲案が簡明であるが、これで対応できない場合等、さらに検討する必要がある。
- ・信託事務の適正な執行を確保できるよう引き続き検討を進めていくべき。
- ・甲案と乙案を併存する方法で規律を設けることが望ましい。

質問 11. 公益信託の委託者の権限(10 頁)

属性 1

- ・ 公益信託の委託者は公益信託の設定後は運営に関わるべきではない。信託法 147 条において委託者の地位相続性が原則として肯定されており、委託者の相続人が公益信託を私的利害のために利用しようと運営に容喙しようとする恐れなしとしない。
- ・ 委託者の公益信託の運営そのものへの関与は排除できる設えとすべき。
- ・ 「公益財団」に近い規律とするか「信託」に近いものにするか、その兼ね合いのように思われるが、前者で割り切ってよいのではないか。

属性 2

- ・ 乙案では、信託の原理(委託者から受託者に完全に財産権を移転する)に抵触するとの意見もあるが、アメリカ等の判例ではかなりの程度訴訟する権利等を認めているようである。

属性 3

- ・ 1.自由記入欄回答参照。委託者は信託契約で自ら欲することを受託者に課することができる以上、設定後は受託者に委ねるべきであろう。その分、課税上の負担や監督責任から解放されるべきと思われる。
委託者の公益信託にかかる関与する権利を制限することによって出損者の公益信託設定のインセンティブを奪ってはならない。信託期間中も出損者がモニタリングし、関与し、満足するパフォーマンスを上げることによって、委託者(出損者)の満足が得られるものと考えられる。公益目的財産の出損促進という観点からは、委託者の関与を縮減してはならない。
- ・ 公益信託の性質に適合するもののみに限定した方が良いものと考える。

属性 4

- ・ 公益信託の委託者が、委託者の権限により信託を変更したり、強制終了させることは排除すべきであるが、信託が自分の信託設定目的を逸脱するような行為を行った場合は是正、監督措置まで否定する合理性はないと考えます。遺言の場合は、委託者は存在しませんが、信託行為により誰かに委託者の地位を承継させることは可能であると考えられることから、限定された委託者の権限を委託者の死後も誰かが引き継げるようにすることにより、遺言信託と契約の信託の差をなくすこともできるようにすべきと考えます。

属性 5

- ・ 委託者の介入はできるだけ排除した方が簡明であろう。ただ、今後、検討する余地があることは補足説明の通りである。
- ・ 信託財産が適正に管理されるよう引き続き検討を進めていくべき。

質問 12. 運営委員会等(12 頁)

属性 1

- ・ 会議体に拘らず、公益信託の情報開示を充実させ、運営状況を外部の一般の目でチェックさせ寄せられた意見を受け入れる役割を担う仕組みづくりが肝要。

- ・ ①【甲案】に条件付の賛成。

基本的な役割は助成など公益目的事業の運営の妥当性を確保するために助言することにあるが、受託者の解任新受託者の選任、信託管理人の解任新信託管理人の選任に際しての運営の客觀性を保つための協議機関としての役割も期待したい。

なお、受託者が当該公益目的事業分野について専門性を有するときまで助言機関としての運営委員会を必置にする必要はないとの意見があるが、委託者が高齢の個人等の場合受託者が専門能力を有するかどうかの判定能力が危惧される場合もありうるので、一律に必置とするほうがよい。

また、信託管理人や受託者の解任、選任などについて第三者の合議によることが必要であることはすでに述べているが、公的な存在である公益信託の機関運営の基本については強行法として定めるほうがよく、運営方法にいたるまで委託者の意向を100%尊重する必要はないと思われる。公益の増進のために民間が自発的に行う活動が重要であることは言うまでもなく、また民間の創意工夫を生かすために、運営の自由度を最大限に認め、官の杓子定規な規制を排することは重要なことであるが、この自由行使すべき者は主として運営段階における受託者等の運営関係者であって、委託者の信託設定に係る自由とは次元の異なるものであろう。税の優遇等のある公的な存在を信託の器にて作ろうとするときの法制はもはや純粋な私法ではありえず、公法の色彩を持たざるを得まい。

- ・ ガバナンスの仕組みを重厚なものにするあまり、低コストで運用できる公益信託の特長を殺してしまってはならない。
- ・ 公益財団法人の簡易版との見方からすればシンプルなのが好ましいが、一方、受託者や信託管理人の一人歩きへの歯止めも必要。

属性 3

- ・ 1.自由記入欄回答参照。信託の中身にもよることから、法律で定めず、信託契約に運営委員会の権限や役割について委ねるべきと思う。なお、信託管理人的な運営委員会、受託者代理人或いは共同受託者のような運営委員会、受益者のような立場の運営委員会など。

- ・ 受託者の監督的機能を有する者の権限の配分としてこれまで検討してきたところである。乙案はさらに運営委員会に監督的機能を持たせようというものである。仮に乙案というのであれば、さらに委託者、信託管理人及び運営委員会への権限の配分(重複の可否を含む)の整合性について検討する必要がある。

甲案は、運営委員を受託者の機能を補完する者と位置付けるものであり、共同受託者若しくは職務分掌共同受託者と比較検討すべきものと考えられる。したがって、本アンケート 7 との関係において丙案と回答したところ、受託者の資質能力の問題として検討すべき問題である。

- ・ 運営委員会を必置としなくても円滑適正な運営ができるような体制を組むべきである。
- ・ 任意の機関として運営委員会に関する規律を設けることは望ましいと考えるが、公益信託の認定基準とすることは、公益信託の利便性を大きく損なうことになり、適当ではないと考える。但し、公益信託のうち、信託財産が一定規模以上のものに限って、運営委員会の設置を要件とすることはあり得ると考える。
- ・ 一律に規定しなくても、必要があれば、当該公益信託の信託時に委員会等を当事者の意思で設定すれば足りるものと考える。

属性 4

- ・ これ以上信託の当事者が増えると、運営しづらくなるのではないかと思います。すごくシンプルに公益信託をしたいと思う者もいると思いますので、運営委員会に相当する機能が必要だと思えば、別途信託行為に定めればよく、これを認定要件にする必要はないと思います。
いわゆる冠基金というものがありますが、今後はそれに代替するような公益信託の活用例も出てくると思います。その際に、あまりにも複雑すぎると、公益信託自体が利用されないとなりかねないので、厳格には扱わなければならないところはもちろん厳格に規定するけれど、シンプルにできるところはシンプルにという位置づけがいいと思います。「厳格≠複雑」であることを強く望みます。
- ・ 基本的には、公益信託は 委託者と受託者がいて 受託者を監督する信託管理人がいるというシンプルな構成が妥当で、受託者に運営をすべてこなす能力があるならば運営委員会は不要であり、この委員会を必置とするとそれだけ機関が増え、コストも増え 機動力が衰えるから運営委員会は任意とすべきと考えます。

属性 5

- ・ 機動性、簡明性という点から、制度設計を余り重くしたくない。
- ・ 公益信託の適正な運営ができるよう引き続き検討を進めていくべき。

質問 13. 公益信託の受託者の解任権又は解任申立権(12 頁)

属性 1

- ・ 信託管理人の権限が強くなり過ぎないように、運営委員会と協議をすることが前提。なお信託管理人の解任についても、他の信託管理人(複数のとき)と運営委員会の協議事項としてはどうか。追って、運営委員の選解任方法について検討することが必要と思われる(評議員の選解任についての留意事項の定めが参考になると思われる)。
- ・ 単独での解任権は付与すべきでないと考える。
- ・ 関係者の一人として、信託管理人が受託者の解任権または公益信託外部機関に対する解任申立権を持つことは理に合っている。

属性 3

- ・ 「信託管理人だけに単独の受託者の解任権を付与すると濫用の恐れがある」との補足意見に賛成する。しかし、「諮問機関として設けられている運営委員会に受託者の解任に同意する権限を与えるべきである」との意見には反対である。確かに諮問内容を誠実に実行しているか否かを監視する場合においては、諮問機関が解任に同意する権限が与えられてしかるべきかもしれない。しかし、諮問内容を実行すること自体が解任に値することも考えられる。現行法上委託者に同意意見が与えられているのを排除する理由が見当たらないところ、現行法どおり委託者に信託管理人と委託者の同意により受託者を解任することができるようすべきである。
- ・ 1.自由記入欄回答参照。受託者規制が入ることが想定される以上、その規制に委ねることでよいのではないか。
- ・ 外部の機関に対する解任申立権を付与することに賛成する。

属性 4

- ・ 信託管理人は、受託者を監督する権限を有し、かつ、委託者が認めた方法により選任された者(上記 10.で甲案がとおればという前提。公益財団法人の評議員に相当)で、しかもその選任基準についても公益性が認められているということになりますので、信託管理人に受託者を解任する権限があるのは妥当なことだと思います。

属性 5

- ・ 信託管理人に単独の受託者解任権を付与することは、濫用のおそれがあるため反対です。

質問 14. 公益信託の信託行為における残余財産の帰属権利者の定め(14 頁)

属性 1

- ・ 一次的には、類似の公益信託、公益法人、二次的に国、地方公共団体を帰属先とする方法が望ましい。
- ・ 公益法人制度と同じ考え方(帰属権利者は国、地方公共団体、類似の公益信託)を基に、類似の公益法人も範囲に加える。
- ・ ③【丙案】に反対。
要は残余財産が公益目的のために費消されればよいのであり、公益法人等を排除する必要はないと思うので乙案としたい(公益法人の残余財産の帰属先に新公益信託を追加してほしいところである)。丙案は、新規に公益信託を設定したときとの平仄に欠ける。公益信託になった以上すべての残余財産は公益帰属するとすることが簡明性の点でも優れている。

属性 3

- ・ 公益先行信託の可能性を残すことに賛成であり、丙案に賛成する。そして、信託行為において公益先行信託が選択されていないときには、既存の公益信託から類似する公益目的のものが必ずしも見いだしがたい現状に鑑み、シプレドクトリンによる残余財産の受入対象を公益法人まで拡張する考え方(乙案)に賛成。
- ・ 1.自由記入欄回答参照。

属性 4

- ・ より移転先を広くから選べるということで乙案に賛成します。そもそも寄附するという気持ちで、公益信託の認定を申請したり、公益信託に財産を信託したりすると思いますので、丙案はなじまないように思います。また、丙案は、課税上や実務上、財産の評価・質や量の変動の問題がありますので、実行は難しいのではないかと思います。甲案は、国や地方公共団体には寄附したくないという者はある程度いると思いますが、かといって、類似の目的を有する他の公益信託がみつかるとも限らないので(今後どれくらい公益信託が増えるかわかりませんが)、ここまで絞らなくてもいいかと思いました。
- ・ 公益信託は有期限が前提のものであるが、価値のある公益信託は、持続させるべきであり、ある信託では持続可能性に問題があったとしても、他の信託や他の法人等で持続可能であるならば、そこに財産を移して継続させることの方が公益に資すると考えます。範囲は、公益活動を行う団体で幅広い範囲を設定した方が、継続可能性も高まるのではないかと考えます。

属性 5

- ・ 丙案も説得的であるが、やはり簡明性の点から甲、乙案を推したい。帰属先は公益法人を含めた方が選択の範囲がひろがるのではないか。
- ・ 残余財産は税制優遇を受けて形成された財産であることから、その帰属権利者の範囲については引き続き慎重に検討を進めていくべき。

質問 15. 信託行為で委託者又はその相続人を帰属権利者と定めることの可否(14 頁)

属性 1

- ①に賛成、②【乙案】に絶対反対。
残余財産が私財に復帰する可能性が残るときは、公益認定と税制上の優遇措置とが分離するであろう。
乙案は木をみて森をみない議論と思われる。従来の公益信託の担当者がこれでどれほど苦しんだことか。この弊害がある以上、公益先行信託など認めるべきではない。相続発生時の取扱いも難しい。はじめから公益と私益の2つの信託をつくるか、私益信託を作り一定期間他の公益信託なりに寄附すればよいのではないか。
- シンプルかつ明確なほうが良い。
- 乙案もありうると考えられ、引き続き検討をお願いします。
- 例外規定は、仕組み(と議論)を複雑にするだけ。

属性 2

- 委託者は、戻ってくることを意図していないのが通常の意思解釈の結果ではないか。

属性 3

- 委託者に帰属させる財産の範囲を元本に限定する。
- 公益信託の幅を広げる観点から、公益先行信託を認めてよい。
- 1.自由記入欄回答参照。
- 税法上の優遇措置を受けて形成された信託財産であるから。
- 乙案では、信託財産の帰趣が帰属権利者の利益にも関わることになり、受託者の注意義務の範囲が曖昧となりかねないことから、甲案に賛成する。

属性 4

- 乙案で一部認めるとなると、租税回避を考える者がでてくると思いますので、全部禁止でいいと思います(これにより「本当に寄附をしたいんだ」という者しか認定申請をしないと思いますので、より公益性が確保されると思います)
- 公益信託は公益に徹底すべきで、帰属権利者に委託者等がなると相続対策ができてしまい、それを防ぐための税制をもうけると複雑になり使い勝手が悪くなります。ですから、委託者や相続人を帰属権利者とすることは禁止とすることが望まれます。

属性 5

- 残余財産は税制優遇を受けて形成された財産であることから、その帰属権利者の範囲について引き続き慎重に検討を進めていくべき。
- 補足説明のとおりであろう。

質問 16 公益信託と私益信託との相互転換の可否(16 頁)

属性 1

- 使われないであろうメニューを増やして、問題を錯綜させることはない。制度は簡明さを最大限に尊重すべきである。まだ公益信託の実績が大きいとはいえない日本においてこの種の議論をするのは時期尚早、頭の体操にすぎないであろう。次の次の改正のときに検討すればよい。
- 残余公益信託は需要としてはかなりあると考えます。
- シンプル、分かりやすいものが良い。

属性 2

- アメリカでは、既に両者を認めており、定着している。例えば、障がいを持つ子を持つ親等に認めるといいと思う。

属性 3

- 残余公益信託を許容する旨の確認的な規律が必要である。
- 世田谷区の「地域共生のいえ」の取り組みは、公益先行信託設定にふさわしい事例(国土交通省土地・水資源局「信託法改正等を踏まえた新たな土地利用・管理手法研究会報告書」平成20年3月 22 頁)であり、参考すべきものと考えられる。
- 高齢化社会において、相続人のいない者による残余公益信託の利用が見込まれるものと思われるから。
- 選択の幅が広い方が公益信託制度の利用拡大に繋がる。
- 1.自由記入欄回答参照。

属性 4

- 公益先行信託を認めると、課税逃れに利用される可能性があると懸念します。
残余公益信託も、非公益の時代と、公益の時代とで、運用規定が異なると思いますので、1つの契約で転換はできないこととしておいたほうがシンプルだと思います。残余公益信託と同様の効果を得たいのであれば、非公益の信託契約 A と公益信託の信託契約(始期付)Bとを2本走らせておき、Aが終了したら残余財産をBに信託する(ここからBの信託契約の効力が発生する。公益認定とのタイムラグによる課税の問題は、Bで公益認定が受けられれば、Bの効力発生時に遡って公益と取り扱う)ということで対応できるのではと思います。
- 簡素な公益の器としての使い勝手のよさは税制のわかりやすさにもつながります。公益信託と私益信託の相互互換は、租税回避につながる可能性が高く、それが税制を複雑化させ使い勝手を悪くさせます。ですから互換は反対です。

属性 5

- 簡明性の点と乙案、丙案を認める必要性がどの程度あるのか疑問であることから甲案を推す。

- ・ 法律関係の錯綜を防止しつつ多様なニーズに応えることができるよう引き続き検討を進めしていくべき。
- ・ この制度を通じ、格差社会のいきすぎた格差を是正する一助になればと思います。

公益信託法改正研究会報告書』に関するアンケート調査結果
報告書

2016年5月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL:<http://www.kohokyo.or.jp/>

©2016
